

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和4年5月16日
東大阪市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。また、同法の一部改正（令和5年4月1日施行予定）により農地利用最適化推進指針について定めることが義務化された。

生駒山間近まで市街化している東大阪市の農地は、市内全体に住宅地が混在していることや、鉄道沿線や幹線道路沿いにそれぞれ工場地や商業地が集積していることから市全体の3.1パーセント程度となっている。また、市内農家の大半が自給的農家や小規模販売農家であるため、高齢化とともに担い手への農地集積・集約化が困難な状況になっており遊休農地の増加を招く恐れもある。これらを踏まえ、市街化調整区域内にあっては農地中間管理事業（※）、市街化区域の生産緑地にあっては都市農地貸借円滑化制度など地域の実態、実状に応じた制度を活用し新たな担い手の確保、新規就農者の参入を促進する必要がある。

また、生産緑地や相続税等納税の猶予についてはその趣旨を踏まえ、制度を有効に利用できるよう適切な教示に努める。

本市における都市農業の振興及び良好な都市環境の形成に資するため本指針を策定する。

（※）令和2年4月1日より市街化調整区域内農地について適用範囲に追加された。

第2 具体的な目標と推進方法

【1】 遊休農地の発生防止・解消について

(ア) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (ha)	遊休農地面積 (ha)	遊休農地の割合 (%)
令和4年4月1日	173	1.06	0.61
3年後の目標 令和7年4月1日	162	0.95	0.58

令和6年度以降の遊休農地の解消面積及び割合について「新・農地の活かし担い手を応援する全国運動」に基づき、段階的に状況を精査した上で、最終的な目標は「0」とする。

(イ) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地パトロール

1. 適宜実施し、違反転用の防止・早期発見を図る。
2. 強化月間を設定し、生産緑地・相続税納税猶予適用農地等、現状把握に努める。

② 利用状況調査及び利用意向調査

1. 農地法第30条第1項及び同法第32条第1項に基づき適切に実施する。
2. 可能な限り地域に精通した農業委員を地区担当とする。
3. 積極的に耕作状況を把握し不適正な農地については、利用意向調査及び適正な管理指導につなげる。

③ 農地中間管理機構との連携について

1. 利用意向調査の結果と実状を勘案しながら農地中間管理機構への貸付も視野に入れた教示をする。

【2】 担い手への農地利用の集積・集約化について

(ア) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (ha) A	集積面積 (ha) B	集積率 (B/A) (%)
令和4年4月1日	173	0	0.0
3年後の目標 令和7年4月1日	162	1	0.61

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針において令和5年度の大阪府下全体の目標集積率が25%に設定されている。(大阪版認定農業者等への集積を含む。)当該指針においては大阪版認定農業者に対する集積は含めず、また本市の状況を鑑みた目標を設定する。

(イ) 担い手の育成・確保

	総農家数 (内、主業 農家数) (単位：戸 数)	担い手 (単位：経営体数)			
		認定 農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
令和4年4月	532	4	0	0	0
令和7年4月	469	5	1	0	0

(ウ)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

1. 地域毎に農業者の意向と資源に照らした実現性の高い「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。
2. 「人・農地プラン」に係る協議の場を設定する。

② 農地の利用調整と利用権設定及び農地中間管理機構等との連携

1. 農地中間管理機構による利用権設定につき希望者の要望に応じて適切に教示する。
2. 以下の示す農地につき「出し手」と「受け手」の意向を踏まえ農地中間管理事業の活用を促す。
 - (ア)農地中間管理機構に貸付を希望する農地
 - (イ)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
 - (ウ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
 - (エ)利用権の設定期間が満了する農地等

③ 農地の所有者等を確知することができない場合

1. 所有者など利害関係者を確知することができない農地については公示手続きを踏まえた利用権設定を検討する。

【3】 新規参入の促進について

(ア) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積(ha))	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積(ha))
令和4年4月1日	0 (0)ha	0 (0)ha
3年後の目標 令和7年4月1日	3 (1)ha	0 (0)ha

(イ) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

1. 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理事業と連携し、管内農地の借り手・貸し手の意向把握に努める。

② 新規就農者に関する情報収集について

1. 市町村や農業協同組合と協力し、新規就農者に関する情報収集、連携に努める。

③ 企業参入の推進について

1. 企業が借り手となる農地中間管理事業について情報収集に努める。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

1. 農業委員は新規参入者の地域の受け入れ条件の整備を図るよう努める。